告示

○内閣府告示第二百四十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　札幌市

二　地域活性化総合特別区域の名称　札幌コンテンツ特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第二百四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　さいたま市

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　たたらの里山再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　雲南市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　西条農業革新都市総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　西条市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大分県及び宮崎県

二　地域活性化総合特別区域の名称　東九州メディカルバレー構想特区（血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年七月二十七日付けで国際戦略総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区

二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四十七号をもって告示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年七月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会

二　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四十八号をもって告示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年七月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　茨城県及びつくば市並びに国立大学法人筑波大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四十九号をもって告示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年七月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市

二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百五十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第五十号をもって告示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年七月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦